

第1章

「収益を理解するための基礎となる情報」等 収益認識基準における 年度決算の注記の留意点

公認会計士・米国公認会計士
仰星監査法人

井上 敏

はじめに

●初めて開示する「収益を理解するための基礎となる情報」と「当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報」に対する重点を充てる。

●各注記項目の具体的な記載内容を把握したうえで、開示の要否を検討する。開示する項目は、企業に固有の情報を記載する。

●注記に必要な情報、特に残存履行義務に配分した取引価格の金額を、連結グループで適切に収集できる体制を早期に構築する必要がある。

企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」(以下、「会計基準」という)および企業会計基準適用指針30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下、「適用指針」といい、会計基準とあわせて「収益認識基準」という)が、2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度(以下、単に「会計年度」と記載する)の期首から適用されている。当会計期間に係る四半期決算において、収益認識基準の会計処理・勘定科目の選択は検討済みであり、重要な会計方針の変更の注記・収益認識に関する注記のうち、収益の分解情報は四半期報告書で開示済みであ

る。これらについては、会計年度末においても会計処理や開示・注記に変更点はないため、会計年度末から初めて開示が求められる注記事項が決算直前対策の重点となる。

収益認識基準では、これらの注記事項として多くの項目が規定されているものの、内容は抽象的であるうえに、適用指針の注記事項の開示例もごく一部の項目しか記載されていない。また、2020年3月期以降に収益認識基準を早期適用し、収益認識に関する注記を開示した企業は2021年12月までで、わずかに13社であり、十分な数の開示事例が存在しているとはいえない。そのため、収益認識に関する注記事項のそれぞれの項目でどのような内容を、どのレベルまで記載すればよいかイメー

ジすることができない読者も多いものと思われる。

ここで、IFRSを任意適用している日本企業(以下、「IFRS任意適用企業」という)の収益認識に関する注記事例が非常に参考となる。収益認識基準で規定された注記事項は、IFRS15号「顧客との契約から生じる収益」(以下、「IFRS15号」という)の注記事項と、表示する順番は異なるものの、ほぼ同じ内容となっておりためである。IFRS15号は、2018年1月1日以後開始する事業年度から適用されているため、IFRS任意適用企業の注記事例は十分な数を収集できる。

さらに、公益財団法人財務会計基準機構(以下、「FA SF」という)の刊行物である「有価証券報告書の作成要領(2021年3月期提出用)」(以下、「FA SF作成要領」という)において、収益認識に関する注記のそれぞれの項目について開示例が記載されているため参考になる。そこで、本章は、会計年度末で初めて開示することとなる注記を中心に、IFRS任意適用企業の開示状況も含め、参考となる開示事例やFA SF作成要領の参考例を紹介することで、「どのような内容を、どのレ